

静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が作成する各種封筒の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封筒 中央会が作成し管理する封筒

(2) 広告主 広告を掲載しようとする者

(広告掲載の範囲)

第3条 掲載する広告は、組合又は中小企業者にとって有益なものであることとする。但し、中央会の目的や品位を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令に違反する又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反する又はそのおそれがあるもの

(3) 人権を侵害する又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性があるもの

(5) 思想又は信条に関するもの

(6) 社会問題等の主義又は主張をするもの

(7) 個人又は団体等の意見広告又は宣伝を内容とするもの

(8) 美観風致を害する又はそのおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念若しくは危害を与えるもの又はそのおそれのあるもの

(10) その他掲載する広告として適当でないと中央会会長（以下「会長という。」）が認めるもの

(広告の掲載料及び規格、掲載期間等)

第4条 広告掲載料及び規格、掲載期間等は、募集要項のとおりとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、中央会が毎月編集し発行する「中小企業静岡」及び中央会ホームページで行うものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、広告掲載を行うものになり得る者へ広告掲載の案内を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告主は、封筒広告掲載申込書（様式第1号）により、会長が指定する期間内に申込みのものとする。また中央会は、申込書が提出されて後、会長が必要と認めた書類を広告主に提出させることができる。

(広告掲載の審査及び決定等)

第7条 会長は、前条に規定する申込みがあったときは、広告の掲載内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 会長は、前項の規定に従い審査した結果、広告掲載申込みが広告の掲載枠数を超えているときは、抽選により決定する。

3 会長は、前2項の規定により、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号）により、その結果及び条件等を広告主に通知する。

4 会長は、広告内容等を審査した場合において、必要があると認めるときは広告主に条件を付する又は修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付及び版下原稿の提出)

第8条 前条の規定による広告掲載の決定を受けた者は、会長の指定する期日までに広告掲載料の全額を納付しなければならない。この場合において、振込手数料は、広告主の負担とする。

2 広告主は、会長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は電子データ等を広告主の負担にて作成し中央会に提出するものとする。

(広告の掲載内容の変更)

第9条 広告主は、掲載期間中に広告の内容を変更しようとするときは、広告掲載内容変更申請書（様式第3号）に変更後の広告の原稿を添付して会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の広告掲載内容変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに掲載内容の可否を決定し、その結果を広告掲載内容変更決定（却下）通知書（様式第4号）により当該広告主に通知しなければならない。

3 第7条第4項及び第8条第2項の規定は、広告の掲載内容の変更について準用する。

4 会長は、当該広告掲載後において、法令等若しくは第3条の規定に違反し、又はそのおそれがある状態となったと判断したときは、期日を指定して広告主に対して当該広告の内容等の変更を命ずることができる。

5 会長は、前項の規定により変更を命ずるときは、広告掲載内容変更命令通知書（様式第5号）によるものとする。

(広告掲載の取り消し)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 第7条第4項に規定する広告内容の修正を広告主が行わないとき

(4) 第9条第4項に規定する広告内容の変更を広告主が行わないとき

2 会長は、前項各号に掲げる理由により広告掲載の決定を取り消したときは、広告掲載決定取り消し通知書（様式第6号）により、当該取り消しを受ける広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取下げようとするときは、書面により中央会に届出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合における既納の広告掲載料は、返納しない。
（広告の掲載中止）

第12条 会長は、第9条の規定により広告の内容に変更が生じたときは、当該変更が完了するまでの期間その他必要と認める期間において広告の掲載を中止し、封筒の使用を中止することができる。

（広告封筒の破棄）

第13条 会長は、第10条の規定により広告掲載を取り消したとき、第11条の規定により広告掲載を取り下げたとき又は前条の規定により広告の掲載を中止し封筒の使用を中止することとなったとき、封筒の残余がある場合はこれを破棄するものとする。

（広告掲載料の返還、損害の負担等）

第14条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、既納の広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告内容を変更し広告掲載の中止若しくは決定の取り消しを受け、又は広告掲載を取り下げたことにより生じた損害、費用等については、当該広告内容の変更、中止又は取消しを受け、又は取り下げた広告主が負担するものとする。

（広告主の責務）

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（協議）

第16条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、中央会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則 この要領は、平成22年10月29日から施行する。

この要領は、令和 元年 9月 1日から施行する。

(様式第 1 号)

封筒広告掲載申込書

申込日 令和 年 月 日

静岡県中小企業団体中央会
会 長 山崎 亨 様

住 所 : _____

組織名称 : _____

代表者名 : _____ 印

担当者名 : (所属 _____)

(氏名 _____)

電 話 : _____

F A X : _____

静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領第 6 条の規定に基づき、必要書類を添えて、
下記のとおり申し込みます。

1. 希望する広告媒体 (※番号に○印をつけてください)

- (1) 中央会封筒 (角 2 封筒)
- (2) 中小企業静岡発送用封筒

2. 添付書類

- (1) 広告の原稿 (案) 別紙のとおり
- (2) 広告に関する説明資料 別紙のとおり

3. 申込みにあたっての承諾事項

静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領を遵守します。

(様式第2号)

静中発第 号
令和 年 月 日

(申込者) 様

静岡県中小企業団体中央会
会 長 山 崎 亨

広告掲載決定通知書

年 月 日付でお申込みいただきました広告の掲載につきましては、審査の結果、下記のとおり掲載することに決定しましたので、静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領第7条第3項の規定により通知します。

つきましては、広告掲載料を別添請求書に記載した要領にてお振り込みいただきますようお願い申し上げます。また、あわせて掲載する広告の版下原稿（完全原稿）を本会にご提出いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 広告媒体の種類

2. 広告掲載期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 広告掲載料 円（税込）

4. 広告掲載料の納入等 別添「請求書」に記載のとおり

5. 広告版下原稿の提出期限 年 月 日必着
（提出先）〒420-0853 静岡市葵区追手町4-4-1 静岡県産業経済会館5階
静岡県中小企業団体中央会 総務課まで

※版下原稿は、完全原稿にてご提出ください。原則、ご提出いただいた原稿のとおり掲載いたします。

以上

(様式第 2 号)

静中発第 号
令和 年 月 日

(申込者) 様

静岡県中小企業団体中央会
会 長 山 崎 亨

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けにて申込みをいただきました広告の掲載につきましては、審査の結果、下記の理由により掲載できないことに決定しましたので、静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領第 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

1. 非掲載の理由

以上

(様式第 3 号)

令和 年 月 日

広告掲載内容変更申請書

静岡県中小企業団体中央会
会 長 山崎 亨 様

住 所 : _____

組織名称 : _____

代表者名 : _____ 印

担当者名 : (所属 _____)
(氏名 _____)

電 話 : _____

F A X : _____

静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領第 9 条の規定にしたがい、広告掲載の変更について次のとおり申請します。

なお、変更後の掲載にあたっては、静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領を遵守します。

広告を掲載している封筒	①中央会封筒 ②中小企業静岡封筒 ※いずれかに○
広 告 変 更 の 内 容	
掲載変更を希望する期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
広 告 変 更 原 稿	別添のとおり
広 告 変 更 の 理 由	

(様式第4号)

静中発第 号
令和 年 月 日

様

静岡県中小企業団体中央会
会 長 山 崎 亨

広告掲載内容変更決定（却下）通知書

年 月 日付けの広告掲載の変更申請について、静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領第9条第2項の規定に基づき、次のとおり掲載変更することを決定（却下）します。

記

1 広告掲載内容変更の決定内容（却下の理由）

2 広告掲載の方法

3 版下原稿の提出期日 年 月 日までにご提出ください。

（提出先）〒420-0853

静岡市葵区追手町4-4の1 静岡県産業経済会館5階
静岡県中小企業団体中央会 総務課まで

4 その他（広告掲載変更の条件等）

(様式第5号)

静中発第 号
令和 年 月 日

様

静岡県中小企業団体中央会
会 長 山 崎 亨

広告掲載内容変更命令通知書

年 月 日付け静中発第 号により掲載を決定した広告の内容等について、平成 年 月 日現在において静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領第3条に規定する状態にあるものと判断しましたので、次のとおり広告の内容等の変更を下記の変更期限までに行うよう命じます。

記

1. 広告を掲載している印刷物
2. 変更を命じる理由及び広告の内容等
3. 変更期限 年 月 日まで

4. 掲載中の広告の取扱い

本書により内容等の変更を命ずる広告については、この通知書を送付した日から変更が行われるまでの間において、静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領第12条の規定により広告の掲載又は使用を中止します。

5. 変更が行われない場合の取扱い

命じた変更が上記期限までに行われない場合は、静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領第10条第1項第4号の規定により、本件広告の掲載決定を取り消しますのでご承知置きください。

(様式第 6 号)

静中発第 号
令和 年 月 日

(広告主) 様

静岡県中小企業団体中央会
会 長 山 崎 亨

広告掲載決定取り消し通知書

年 月 日付け 静中発第 号で決定した広告掲載につきまして
は、静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領第 10 条第 1 項の規定に基づき、広告掲
載の決定を取り消します。

記

1. 決定を取り消す理由

(静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領第 10 条第 1 項第 号に該当)